

テラス溜田

7月から受け付け開始

市庁舎会議室などを貸し出します

問い合わせ 財政課財産管理係 ☎内線4043・4044、議会事務局 ☎内線5101

利用可能日 12月29日から翌年1月3日までを除く、平日、休日および祝日

※議場(Waltzホール)は議会開会に必要な日を除く。また不定期の臨時会が開催されるときは、急きょ使用許可を取り消すことがあります

利用時間区分

- ▼午前(午前9時～正午)
- ▼午後(午後1時～5時)
- ▼夜間(午後6時～9時)

※利用時間は準備および原状回復に要する時間を含む

申し込み 使用日の2カ月前から前日までに、所定の申請書に料金を添えて、次のとおり直接申し込みください(申請書は市ホームページからダウンロード可)

- ▼1階防災広場と4階防災会議室は財政課財産管理係へ
- ▼5階議場(Waltzホール)は議会事務局へ
- ※受付時間は市役所閉庁日を除く、午前8時30分～午後5時15分

使用の制限 次に該当する場合は使用できません
 ○公の秩序または善良な風俗を害する恐れがある場合
 ○営利目的として使用すると認められる場合(防災広場を除く)
 ○政治的活動、または宗教的活動と認められる場合

その他 災害その他やむを得ない事由が発生したとき、庁舎の管理上や緊急の事態により必要が生じたときなどは、使用を中止させ、または許可を取り消すことがあります

利用区分

施設区分	定員	使用者			平日			休日・祝日		
		市民等	市民等以外		午前	午後	夜間	午前	午後	夜間
1階 防災広場 ※コモンテラスを含む	—	○	○		○	○	○	○	○	○
4階 防災会議室401 防災会議室402 防災会議室403 防災会議室404 防災会議室405 防災会議室406	36人	○	×	×	○	×	○	○	○	○
	36人									
	36人									
	18人									
	12人									
18人										
5階 議場(Waltzホール) ※第2・第3委員会室を含む	—	○	×		○	○	○	○	○	○

※「市民等」とは市内在住、在勤、在学する者ならびに市内に事務所または事業所を有する者
 ※防災会議室401、402、403は一つの部屋として利用でき、防災会議室404、405も同様に利用可能です

使用料

施設	時間	午前	午後	夜間
防災広場 ※コモンテラスを含む		3,240円	4,320円	3,240円
防災会議室401 防災会議室402 防災会議室403		各1,290円	各1,720円	各1,290円
防災会議室404 防災会議室405 防災会議室406		各970円	各1,290円	各970円
議場(Waltzホール) ※第2・第3委員会室を含む		4,860円	6,480円	4,860円

※防災広場は、(1)市民等以外の者が使用する場合は2倍の額、(2)営利を目的として使用する場合は1.5倍の額、(3)前述(1)と(2)両方に該当する場合は3倍の額となります

市民活動拠点

コミュニティテラス

6階コミュニティテラス(会議室や音楽スタジオ)の貸し出しは、広報ぬまた5月号、または市ホームページでお知らせしていますので、ご確認ください。



問い合わせ、生活課協働推進係 ☎内線5300

～認められた功績～

令和元年 春の叙勲



受章おめでとうございます!!



瑞宝双光章【教育功労】
元公立小学校長

板橋芳郎さん(薄根町)

昭和44年に教員になり、多那小中学校長や沼田東小学校長、沼田中学校長、利根教育事務所長、沼田小学校長などを歴任。その後、昭和村教育長を務め45年の長きにわたり教育の充実に尽力されました。「上司や先輩、同僚、保護者など多くの人に支えられて今日を迎えられました。支えてくれた方々や家族に感謝しています」



瑞宝双光章【看護業務功労】
元利根中央病院看護部長

金子れい子さん(東原新町)

昭和51年に利根中央病院に看護師として勤務。群馬がん看護研究会理事や県看護師長協議会会長、利根保健生協統括看護部長などを歴任され、41年の長きにわたり地域医療の発展に尽力されました。「地域の問題を乗り越え、看護を多くの人に知ってもらいたいと頑張ってきました。家族や職場の仲間の支えに深く感謝しています」



旭日単光章【社会福祉功労】
元県手をつなぐ育成会会長

高橋知さん(発知新田町)

昭和53年に市心身障害者育成会理事に就任。その後、市社会福祉協議会理事・評議員や県手をつなぐ育成会会長を務められるなど、現在まで多くの社会福祉事業に尽力されています。「受章は驚きと感動。関係者のご指導とご支援に感謝しています。今後も微力ながら、地域福祉の向上につながる活動を続けていきたいです」

介護保険料のお知らせ

問い合わせ 高齢福祉課介護保険係 ☎内線3148

65歳以上の人を対象に介護保険料額決定通知書と納付書を7月中旬に発送します。安心して介護サービスを受けられるよう保険料を納めましょう。

各期の保険料は、前年分の所得確定前は前年度の保険料を基に仮算定し、所得確定後は「介護保険料(年額)」で本算定を行います。仮算定との過不足分は本算定で調整します。(別表)

納付方法

▼特別徴収(年金天引き)

年金から直接納める方法(老齢基礎年金や退職年金、遺族年金、障害年金などを年間18万円以上受給している人)。

▼普通徴収(納付書や口座振替)

納付書で金融機関などに直接納める方法(特別徴収に該当しない人や年度途中で65歳に到達した人、転入した人など)。
 ※普通徴収は口座振替が便利です。各金融機関で手続きしてください。

特別な理由もなく保険料を納

ください

別表

納期 徴収方法	1期 (4月)	2期 (6月)	3期 (8月)	4期 (10月)	5期 (12月)	6期 (2月)
	特別徴収 年金天引き	仮算定			本算定	
普通徴収 納付書納付 口座振替	仮算定			本算定		
	前年度の第6期(2月)と同額(3期分は調整する場合があります)			(確定した年額-仮算定額)を3で割った金額		
	前年度の年額を6で割った金額			(確定した年額-仮算定額)を4で割った金額		

保険料が時効(2年)となった場合、期間と金額に応じて保険料額が減額されることがあり、サービスを利用するときの負担が大きくなります。